

○国土交通省告示第二百三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十五日

国土交通大臣 石井 啓一

地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件等の一部を改正する告示

（地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件の一部改正）

第一条 地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件（昭和四十年建設省告示第三千四百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の六第一号に規定する冷却塔設備の防火上支障がない構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造としなければならない。</p> <p>一 充てん材を硬質塩化ビニル、難燃処理した木材その他これらと同等以上の難燃性を有する材料（以下「難燃性の材料」という。）とし、ケーシング（下部水槽を含む。以下同じ。）を難燃材料又は強化ポリエステル板、硬質塩化ビニル板（日本産業規格A一三二一）（建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法）―一九九四に規定する難燃三級のものに限る。）若しくは加熱による変形性、燃焼性及び排気温度特性についてこれらと同等以上の防火性能を有する材料（以下「難燃材料に準ずる材料」という。）であるもので造り、その他の主要な部分を準不燃材料で造つたもの</p> <p>二・三（略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の六第一号に規定する冷却塔設備の防火上支障がない構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造としなければならない。</p> <p>一 充てん材を硬質塩化ビニル、難燃処理した木材その他これらと同等以上の難燃性を有する材料（以下「難燃性の材料」という。）とし、ケーシング（下部水槽を含む。以下同じ。）を難燃材料又は強化ポリエステル板、硬質塩化ビニル板（日本工業規格A一三二一）（建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法）―一九九四に規定する難燃三級のものに限る。）若しくは加熱による変形性、燃焼性及び排気温度特性についてこれらと同等以上の防火性能を有する材料（以下「難燃材料に準ずる材料」という。）であるもので造り、その他の主要な部分を準不燃材料で造つたもの</p> <p>二・三（略）</p>

（処理対象人員の算定方法を定める件の一部改正）

第二条 処理対象人員の算定方法を定める件（昭和四十四年建設省告示第三千八百八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>処理対象人員の算定方式は、日本産業規格「建築物の用途別による尿浄化槽<small>せうじやく</small>の処理対象人員算定基準（JISA三三〇二）」に定めるところによるものとする。</p>
改正前	<p>処理対象人員の算定方式は、日本工業規格「建築物の用途別による尿浄化槽<small>せうじやく</small>の処理対象人員算定基準（JISA三三〇二）」に定めるところによるものとする。</p>

（非常用の照明装置の構造方法を定める件の一部改正）

第三条 非常用の照明装置の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">第一 照明器具</p> <p>一 照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイからハまでのいずれかに掲げるものとしなければならない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ LEDランプ (次の①又は②に掲げるものに限る。)</p> <p>(1) 日本産業規格C八一九九―一 (一般照明用GX一六七―五口金付直管LEDランプ―第一部・安全仕様) ―二〇一三に規定するGX一六七―五口金付直管LEDランプを用いるもの (そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。)</p> <p>(2) 日本産業規格C八一五四 (一般照明用LEDモジュール―安全仕様) ―二〇一五に規定するLEDモジュールで難燃材料で覆われたものを用い、かつ、口金を有しないもの (その接続端子部 (当該LEDモジュールの受け口をいう。第三号口において同じ。)) の材料がセラミックス、銅、銅合金、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。)</p> <p style="text-align: center;">二〇四 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">第一 照明器具</p> <p>一 照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイからハまでのいずれかに掲げるものとしなければならない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ LEDランプ (次の①又は②に掲げるものに限る。)</p> <p>(1) 日本工業規格C八一九九―一 (一般照明用GX一六七―五口金付直管LEDランプ―第一部・安全仕様) ―二〇一三に規定するGX一六七―五口金付直管LEDランプを用いるもの (そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。)</p> <p>(2) 日本工業規格C八一五四 (一般照明用LEDモジュール―安全仕様) ―二〇一五に規定するLEDモジュールで難燃材料で覆われたものを用い、かつ、口金を有しないもの (その接続端子部 (当該LEDモジュールの受け口をいう。第三号口において同じ。)) の材料がセラミックス、銅、銅合金、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。)</p> <p style="text-align: center;">二〇四 (略)</p>

（屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件の一部改正）

第四条 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件（昭和四十六年建設省告示
第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三 地階を除く階数が三以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、日本産業規格(以下「JIS」という。)A五五二四(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス))―一九九四、JISA五五〇四(ワイヤラス)―一九九四又はJISA五五〇五(メタルラス)―一九九五にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を有することとし、かつ、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結すること。</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>第三 地階を除く階数が三以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、日本工業規格(以下「JIS」という。)A五五二四(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス))―一九九四、JISA五五〇四(ワイヤラス)―一九九四又はJISA五五〇五(メタルラス)―一九九五にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を有することとし、かつ、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結すること。</p> <p>四・五 (略)</p>

（現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準の一部改正）

第五条 現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準（昭和四十六年建設省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 せき板及び支柱の存置期間は、建築物の部分、セメントの種類及び荷重の状態並びに気温又は養生温度に依りて、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、せき板及び支柱の存置期間を定めることができる場合は、当該存置期間によることができる。

- 一 せき板は、別表(ロ)欄に掲げる存置日数以上経過するまで又は次のイ若しくはロに掲げる方法により求めたコンクリートの強度が同表(ハ)欄に掲げるコンクリートの圧縮強度以上になるまで取り外さないこと。

イ 日本産業規格(以下「JIS」という。)A一〇八(コンクリートの圧縮強度試験方法)―二〇一二によること(コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が現場水中養生、現場封かん養生又はこれらに類する養生を行ったものである場合に限る。)
ロ 次の式によつて計算すること。

$$f_{cte} = \exp \left\{ s \left[1 - \left(\frac{28}{(te - 0.5)/t_0} \right)^{1/2} \right] \right\} \cdot f_{c28}$$

この式において、 f_{cte} 、 s 、 t_e 、 t_0 及び f_{c28} はそれぞれ次の数値を表すものとする。

- f_{cte} コンクリートの圧縮強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
- s セメントの種類に応じて次の表に掲げる数値

セメントの種類	数値
普通ポルトランドセメント	〇・三一

改正前

第一 せき板及び支柱の存置期間は、建築物の部分、セメントの種類及び荷重の状態並びに気温又は養生温度に依りて、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、せき板及び支柱の存置期間を定めることができる場合は、当該存置期間によることができる。

- 一 せき板は、別表(ロ)欄に掲げる存置日数以上経過するまで又は次のイ若しくはロに掲げる方法により求めたコンクリートの強度が同表(ハ)欄に掲げるコンクリートの圧縮強度以上になるまで取り外さないこと。

イ 日本工業規格A一〇八(コンクリートの圧縮強度試験方法)―二〇一二によること(コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が現場水中養生、現場封かん養生又はこれらに類する養生を行ったものである場合に限る。)
ロ 次の式によつて計算すること。

$$f_{cte} = \exp \left\{ s \left[1 - \left(\frac{28}{(te - 0.5)/t_0} \right)^{1/2} \right] \right\} \cdot f_{c28}$$

この式において、 f_{cte} 、 s 、 t_e 、 t_0 及び f_{c28} はそれぞれ次の数値を表すものとする。

- f_{cte} コンクリートの圧縮強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
- s セメントの種類に応じて次の表に掲げる数値

セメントの種類	数値
普通ポルトランドセメント	〇・三一

早強ポルトランドセメント	○・二一
中庸熱ポルトランドセメント	○・六〇
低熱ポルトランドセメント	一・〇六
高炉セメントB種及び高炉セメントC種	○・五四
フライアッシュセメントB種及びフライアッシュセメントC種	○・五八

t_e 次の式によつて計算したコンクリートの有効材齢 (単位 日)

$$te = \frac{1}{24} \sum \Delta ti \cdot \exp \left[13.65 - \frac{4000}{273+Ti/T_0} \right]$$

〔この式において、 Δti 、 Ti 及び T_0 はそれぞれ次の数値を表すものとする。〕

Δti (—) 回目のコンクリートの温度の測定 (以下単に「測定」という。) から i 回目の測定までの期間 (単位 時間)

Ti i 回目の測定により得られたコンクリートの温度 (単位 摂氏度)

T_0 一 (単位 摂氏度)

一 (単位 日)

$f_{c28} t_0$

JIS A五三〇八 (レディーミクストコンクリート) 一〇一九に規定する呼び強度の強度値 (建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を

早強ポルトランドセメント	○・二一
中庸熱ポルトランドセメント	○・六〇
低熱ポルトランドセメント	一・〇六
高炉セメントB種及び高炉セメントC種	○・五四
フライアッシュセメントB種及びフライアッシュセメントC種	○・五八

t_e 次の式によつて計算したコンクリートの有効材齢 (単位 日)

$$te = \frac{1}{24} \sum \Delta ti \cdot \exp \left[13.65 - \frac{4000}{273+Ti/T_0} \right]$$

〔この式において、 Δti 、 Ti 及び T_0 はそれぞれ次の数値を表すものとする。〕

Δti (—) 回目のコンクリートの温度の測定 (以下単に「測定」という。) から i 回目の測定までの期間 (単位 時間)

Ti i 回目の測定により得られたコンクリートの温度 (単位 摂氏度)

T_0 一 (単位 摂氏度)

一 (単位 日)

$f_{c28} t_0$

日本工業規格A五三〇八 (レディーミクストコンクリート) 一〇一九に規定する呼び強度の強度値 (建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第三十七条第二号の国土交通大臣の認

受けたコンクリートにあつては、設計基準強度に当該認定において指定された構造体強度補正値を加えた値）（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

二 支柱は、別表(ろ)欄に掲げる存置日数以上経過するまで取り外さないこと。ただし、次のイ又はロに掲げる方法により求めたコンクリートの強度が、同表(ほ)欄に掲げるコンクリートの圧縮強度以上又は一平方ミリメートルにつき十二ニュートン（軽量骨材を使用する場合においては、九ニュートン）以上であり、かつ、施工中の荷重及び外力によつて著しい変形又は亀裂が生じないことが構造計算により確かめられた場合においては、この限りでない。

イ（略）

ロ JIS A1107（コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法）11011の圧縮強度試験によること（コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が、コンクリートから切り取ったコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体である場合に限る。）。

定を受けたコンクリートにあつては、設計基準強度に当該認定において指定された構造体強度補正値を加えた値）（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

二 支柱は、別表(ろ)欄に掲げる存置日数以上経過するまで取り外さないこと。ただし、次のイ又はロに掲げる方法により求めたコンクリートの強度が、同表(ほ)欄に掲げるコンクリートの圧縮強度以上又は一平方ミリメートルにつき十二ニュートン（軽量骨材を使用する場合においては、九ニュートン）以上であり、かつ、施工中の荷重及び外力によつて著しい変形又は亀裂が生じないことが構造計算により確かめられた場合においては、この限りでない。

イ（略）

ロ 日本工業規格A1107（コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法）11011の圧縮強度試験によること（コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が、コンクリートから切り取ったコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体である場合に限る。）。

(非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本工業規格を指定する件の一部改正)

第六条 非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本工業規格を指定する件(昭和四十六年建設省告示第百十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十三の三第六項の規定に基づき、非常用エレベーターの籠及びその出入口の寸法並びに籠の積載荷重の数値を定める日本産業規格を次のように指定する。</p> <p>日本産業規格 A 四三〇一（エレベーターのかご及び昇降路の寸法）（昭和四十五年改正）のうち E-17-CO に関する部分</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十三の三第六項の規定に基づき、非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本工業規格を次のように指定する。</p> <p>日本工業規格 A 四三〇一（エレベーターのかご及び昇降路の寸法）（昭和四十五年改正）のうち E-17-CO に関する部分</p>

（建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件の一部改正）

第七条 建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件（昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第二 鉄骨造の建築物等に関する基準</p> <p>鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ六ミリメートル以上のものに限る。以下この号において単に「角形鋼管」という。）を構造耐力上主要な部分である柱に用いる場合にあつては、次に定める構造計算を行うこと。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 構造耐力上主要な部分である角形鋼管を用いた柱が一階の柱であり、かつ、日本産業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）―二〇〇六に適合する場合にあつては、イに掲げるほか、地震時に当該柱の脚部に生ずる力に一・四（柱及びはりの接合部の構造方法を内ダイアフラム形式（ダイアフラムを落とし込む形式としたものを除く。）とした場合は一・三）以上の数値を乗じて令第十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全であることを確かめること。</p> <p>四〇七 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第二 鉄骨造の建築物等に関する基準</p> <p>鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ六ミリメートル以上のものに限る。以下この号において単に「角形鋼管」という。）を構造耐力上主要な部分である柱に用いる場合にあつては、次に定める構造計算を行うこと。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 構造耐力上主要な部分である角形鋼管を用いた柱が一階の柱であり、かつ、日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）―二〇〇六に適合する場合にあつては、イに掲げるほか、地震時に当該柱の脚部に生ずる力に一・四（柱及びはりの接合部の構造方法を内ダイアフラム形式（ダイアフラムを落とし込む形式としたものを除く。）とした場合は一・三）以上の数値を乗じて令第十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全であることを確かめること。</p> <p>四〇七 (略)</p>

（建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数值を定める件の一部改正）

第八条 建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数值を定める件（昭和五十六年建設省告示第千百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ(日本産業規格(以下「JIS」という。)A五五〇八一―一九七五(鉄丸くぎ)に定めるN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた胴縁に、別表第一(イ)欄に掲げる材料をくぎ(JIS A五五〇八一―一九七五(鉄丸くぎ)に定めるN三二又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(くぎの間隔が十五センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組</p> <p>三〇十四 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ(日本工業規格(以下「JIS」という。)A五五〇八一―一九七五(鉄丸くぎ)に定めるN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた胴縁に、別表第一(イ)欄に掲げる材料をくぎ(JIS A五五〇八一―一九七五(鉄丸くぎ)に定めるN三二又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(くぎの間隔が十五センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組</p> <p>三〇十四 (略)</p>

（設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準を定める等の件の一部改正）

第九条 設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準を定める等の件（昭和五十六年建設省告示第千百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第二 コンクリートの強度を求める強度試験は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 日本産業規格 A 1108 (コンクリートの圧縮強度試験方法) 二〇一二</p> <p>二 日本産業規格 A 1107 (コンクリートからのコア及びはりの切取り方法及び強度試験方法) 二〇一二のうちコアの強度試験方法</p>
改正前	<p>第二 コンクリートの強度を求める強度試験は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 日本工業規格 A 1108 (コンクリートの圧縮強度試験方法) 二〇一二</p> <p>二 日本工業規格 A 1107 (コンクリートからのコア及びはりの切取り方法及び強度試験方法) 二〇一二のうちコアの強度試験方法</p>

（建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件の一部改正）

第十条 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第一 (略)</p> <p>2 建築物の基礎を基礎ぐいを用いた構造とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 基礎ぐいの構造は、次に定めるところによるか、又はこれらと同等以上の支持力を有するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 高強度プレストレストコンクリートぐいとする場合にあつては、日本産業規格A五三三七(プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい)―一九九五に適合するものとする。</p> <p>ハ 遠心力鉄筋コンクリートぐいとする場合にあつては、日本産業規格A五三一〇(遠心力鉄筋コンクリートぐい)―一九九五に適合するものとする。</p> <p>ニ (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
改正前	<p>第一 (略)</p> <p>2 建築物の基礎を基礎ぐいを用いた構造とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 基礎ぐいの構造は、次に定めるところによるか、又はこれらと同等以上の支持力を有するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 高強度プレストレストコンクリートぐいとする場合にあつては、日本工業規格A五三三七(プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい)―一九九五に適合するものとする。</p> <p>ハ 遠心力鉄筋コンクリートぐいとする場合にあつては、日本工業規格A五三一〇(遠心力鉄筋コンクリートぐい)―一九九五に適合するものとする。</p> <p>ニ (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

（特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件の一部改正）
第十一条 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあつては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあつては第一号、第二号及び第四号から第十号までの規定は、それぞれ適用しない。

一・二 (略)

三 機械室を有しないエレベーター 令第百二十九条の六、第百二十九条の七第二号から第五号まで、第百二十九条の八第二項第二号、第百二十九条の十第三項及び第四項並びに第百二十九条の十三の三第二項、第三項及び第五項から第十三項までの規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第百二十九条の七第一号の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第百二十九条の十第三項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第百二十九条の十第三項第四号イの規定、非常用エレベーター以外のエレベーターにあつては令第百二十九条の十三の三の規定は、それぞれ適用しない。

イ・ロ (略)

ハ 非常用エレベーターにあつては、駆動装置及び制御器（以下この号において「駆動装置等」という。）は、昇降路内（籠が停止する最下階の床面より上方に限る。）に設けること。この場合において、当該駆動装置等を籠が停止する最上階の床面より下方に設ける場合にあつては、当該駆動装置等は、日本産業規格C〇九

二〇（電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード））―二〇〇三に規定するIPX二に適合するもの又はこれと同等以上の

改正前

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあつては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあつては第一号、第二号及び第四号から第十号までの規定は、それぞれ適用しない。

一・二 (略)

三 機械室を有しないエレベーター 令第百二十九条の六、第百二十九条の七第二号から第五号まで、第百二十九条の八第二項第二号、第百二十九条の十第三項及び第四項並びに第百二十九条の十三の三第二項、第三項及び第五項から第十三項までの規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第百二十九条の七第一号の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第百二十九条の十第三項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第百二十九条の十第三項第四号イの規定、非常用エレベーター以外のエレベーターにあつては令第百二十九条の十三の三の規定は、それぞれ適用しない。

イ・ロ (略)

ハ 非常用エレベーターにあつては、駆動装置及び制御器（以下この号において「駆動装置等」という。）は、昇降路内（籠が停止する最下階の床面より上方に限る。）に設けること。この場合において、当該駆動装置等を籠が停止する最上階の床面より下方に設ける場合にあつては、当該駆動装置等は、日本工業規格C〇九

二〇（電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード））―二〇〇三に規定するIPX二に適合するもの又はこれと同等以上の

防水の措置を講じたものとする事。

ニクチ (略)

四ク十 (略)

防水の措置を講じたものとする事。

ニクチ (略)

四ク十 (略)

（遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件の一部改正）

第十二条 遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第六 遊戯施設強度検証法については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 イに掲げる主索及びその端部についての令第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第三号に規定する常時及び安全装置作動時の設置時及び使用時の安全率（以下「安全率」という。）は、ロに定める数値とし、第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第四号に規定する設置時及び使用時の限界安全率（以下「限界安全率」という。）は、ハに定める数値とする。</p> <p>イ 主索及びその端部並びに綱車又は巻胴の直径は、次に掲げるものであること。</p> <p>(i) 主索は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第一号の規定に基づき指定された日本産業規格に適合するもの又は同条第二号に基づき国土交通大臣の認定を受けたものとする。</p> <p>(2) (4) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>第六 遊戯施設強度検証法については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 イに掲げる主索及びその端部についての令第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第三号に規定する常時及び安全装置作動時の設置時及び使用時の安全率（以下「安全率」という。）は、ロに定める数値とし、第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第四号に規定する設置時及び使用時の限界安全率（以下「限界安全率」という。）は、ハに定める数値とする。</p> <p>イ 主索及びその端部並びに綱車又は巻胴の直径は、次に掲げるものであること。</p> <p>(i) 主索は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第一号の規定に基づき指定された日本工業規格に適合するもの又は同条第二号に基づき国土交通大臣の認定を受けたものとする。</p> <p>(2) (4) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>四 (略)</p>

（雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件の一部改正）

第十三条 雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法は、日本産業規格A四二〇一（建築物等の雷保護）―二〇〇三に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>一（略）</p> <p>二 改正後の平成十二年建設省告示第千四百二十五号の規定の適用については、日本産業規格A四二〇一（建築物等の避雷設備（避雷針））―一九九二に適合する構造の避雷設備は、日本産業規格A四二〇一（建築物等の雷保護）―二〇〇三に規定する外部雷保護システムに適合するものとみなす。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法は、日本工業規格A四二〇一（建築物等の雷保護）―二〇〇三に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>一（略）</p> <p>二 改正後の平成十二年建設省告示第千四百二十五号の規定の適用については、日本工業規格A四二〇一（建築物等の避雷設備（避雷針））―一九九二に適合する構造の避雷設備は、日本工業規格A四二〇一（建築物等の雷保護）―二〇〇三に規定する外部雷保護システムに適合するものとみなす。</p>

（防火上支障のない外壁及び屋根の構造を定める件の一部改正）

第十四条 防火上支障のない外壁及び屋根の構造を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 外壁にあつては、次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の外壁の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる材料で造られ、又は覆われているもの

一・二 (略)

三 床面積が百五十平方メートル未満の特定開放的簡易建築物の外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分 次に定める材料

イ・ロ (略)

ハ ガラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系若しくはポリビニルアルコール系の繊維織物に塩化ビニル樹脂、クロロプレノゴム、クロロスルフォン化エチレンゴム、ふつ素樹脂(ガラス繊維織物を用いるものにあつては四ふつ化エチレン樹脂を除く。)その他これらに類するものを表面処理したもので、次に掲げる基準に適合するもの

(1) 日本産業規格(以下「JIS」という。)A一三三二(建築物薄物材料の難燃性試験方法)に規定する防災二級試験に合格するものであること。

(2) (略)

ニ (略)

ホ ポリカーボネート板(JIS K六七一九(ポリカーボネート成形材料)及びJIS K六七三五(ポリカーボネート板)に適合するものに限る。)で、厚さが八ミリメートル以下のもの

四 (略)

五 令第三十六條の九第一号ロからニまでのいずれかに該当する建築物若しくは建築物の部分で床面積が千五百平方メートルを超えるもの又は同條第二号に該当する建築物若しくは建築物の部分で床面積が千平方メートルを超えるものの外壁で延焼のおそれのある部分

改正前

第一 外壁にあつては、次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の外壁の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる材料で造られ、又は覆われているもの

一・二 (略)

三 床面積が百五十平方メートル未満の特定開放的簡易建築物の外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分 次に定める材料

イ・ロ (略)

ハ ガラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系若しくはポリビニルアルコール系の繊維織物に塩化ビニル樹脂、クロロプレノゴム、クロロスルフォン化エチレンゴム、ふつ素樹脂(ガラス繊維織物を用いるものにあつては四ふつ化エチレン樹脂を除く。)その他これらに類するものを表面処理したもので、次に掲げる基準に適合するもの

(1) 日本工業規格A一三三二(建築物薄物材料の難燃性試験方法)に規定する防災二級試験に合格するものであること。

(2) (略)

ニ (略)

ホ ポリカーボネート板(日本工業規格K六七一九(ポリカーボネート成形材料)及び日本工業規格K六七三五(ポリカーボネート板)に適合するものに限る。)で、厚さが八ミリメートル以下のもの

四 (略)

五 令第三十六條の九第一号ロからニまでのいずれかに該当する建築物若しくは建築物の部分で床面積が千五百平方メートルを超えるもの又は同條第二号に該当する建築物若しくは建築物の部分で床面積が千平方メートルを超えるものの外壁で延焼のおそれのある部分

以外の部分 次に定める材料

イ・ロ (略)

ハ ガラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系若しくはポリビニルアルコール系の繊維織物に塩化ビニル樹脂、クロロプレングム、クロロスルフォン化エチレンゴム、ふっ素樹脂（ガラス繊維織物を用いるものにあつては四ふっ化エチレン樹脂を除く。）その他これらに類するものを表面処理したもので、次に掲げる基準に適合するもの

(1) (3) (略)

(4) JIS A一三二二（建築物薄物材料の難燃性試験方法）に規定する防炎二級試験に合格するものであること。

(5) (略)

ニ (略)

六 (略)

以外の部分 次に定める材料

イ・ロ (略)

ハ ガラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系若しくはポリビニルアルコール系の繊維織物に塩化ビニル樹脂、クロロプレングム、クロロスルフォン化エチレンゴム、ふっ素樹脂（ガラス繊維織物を用いるものにあつては四ふっ化エチレン樹脂を除く。）その他これらに類するものを表面処理したもので、次に掲げる基準に適合するもの

(1) (3) (略)

(4) 日本工業規格A一三二二（建築物薄物材料の難燃性試験方法）に規定する防炎二級試験に合格するものであること。

(5) (略)

ニ (略)

六 (略)

（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正）

第十五条 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第二 法第三十七条第一号の日本産業規格又は日本農林規格は、別表第一(イ)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(ロ)欄に掲げるものとする。

第三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。

- 一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本産業規格Q9001(品質マネジメントシステム—要求事項)―2000の規定に適合していること。
- 二・三 (略)

別表第一(法第三十七条第一号の日本産業規格又は日本農林規格)

(イ)	(ロ)
第一第一号に掲げる建築材料	日本産業規格(以下「JIS」という。)A5522五(鋼管ぐい)―1994、JIS A5526(H形鋼ぐい)―1994、JIS E110(普通レール及び分岐器用特殊レール)―2001、JIS E1103(軽レール)―1993、JIS G3101(一般構造用圧延鋼材)―1995、

改正前

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第二 法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格は、別表第一(イ)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(ロ)欄に掲げるものとする。

第三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。

- 一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Q9001(品質マネジメントシステム—要求事項)―2000の規定に適合していること。
- 二・三 (略)

別表第一(法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)

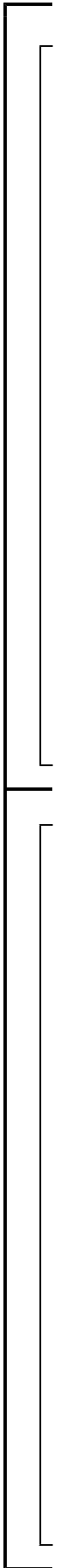
(イ)	(ロ)
第一第一号に掲げる建築材料	日本工業規格(以下「JIS」という。)A5522五(鋼管ぐい)―1994、JIS A5526(H形鋼ぐい)―1994、JIS E110(普通レール及び分岐器用特殊レール)―2001、JIS E1103(軽レール)―1993、JIS G3101(一般構造用圧延鋼材)―1995、

(略)

JIS G三一〇六(溶接構造用圧延鋼材)―一九九
九、JIS G三一四(溶接構造用耐熱性熱間
圧延鋼材)―一九九八、JIS G三一三六(建築
構造用圧延鋼材)―一九九四、JIS G三一三八
(建築構造用圧延棒鋼)―一九九六、JIS G三
二〇一(炭素鋼鍛鋼品)―一九八八、JIS G三
三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八
、JIS G三三一二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及
び鋼帯)―一九九四、JIS G三三二一(溶融五
十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯
)―一九九八、JIS G三三二二(塗装溶融五十
五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)
―一九九八、JIS G三三五〇(一般構造用軽量
形鋼)―一九八七、JIS G三三五二(デッキプ
レート)―二〇〇三、JIS G三三五三(一般構
造用溶接軽量H形鋼)―一九九〇、JIS G三四
四四(一般構造用炭素鋼管)―一九九四、JIS
G三四六六(一般構造用角形鋼管)―一九八八、J
IS G三四七五(建築構造用炭素鋼管)―一九九
六、JIS G四〇五一(機械構造用炭素鋼材)
―一九七九、JIS G四〇五三(機械構造用合金
鋼鋼材)―二〇〇三、JIS G四三二一(建築構
造用ステンレス鋼材)―二〇〇〇、JIS G五一
〇一(炭素鋼鑄鋼品)―一九九一、JIS G五一
〇二(溶接構造用鑄鋼品)―一九九一、JIS G
五二一一(構造用高張力炭素鋼及び低合金鑄鋼品)
―一九九一又はJIS G五二〇一(溶接構造用遠
心力鑄鋼管)―一九九一

(略)

JIS G三一〇六(溶接構造用圧延鋼材)―一九
九、JIS G三一四(溶接構造用耐熱性熱間
圧延鋼材)―一九九八、JIS G三一三六(建築
構造用圧延鋼材)―一九九四、JIS G三一三八
(建築構造用圧延棒鋼)―一九九六、JIS G三
二〇一(炭素鋼鍛鋼品)―一九八八、JIS G三
三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八
、JIS G三三一二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及
び鋼帯)―一九九四、JIS G三三二一(溶融五
十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯
)―一九九八、JIS G三三二二(塗装溶融五十
五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)
―一九九八、JIS G三三五〇(一般構造用軽量
形鋼)―一九八七、JIS G三三五二(デッキプ
レート)―二〇〇三、JIS G三三五三(一般構
造用溶接軽量H形鋼)―一九九〇、JIS G三四
四四(一般構造用炭素鋼管)―一九九四、JIS
G三四六六(一般構造用角形鋼管)―一九八八、J
IS G三四七五(建築構造用炭素鋼管)―一九九
六、JIS G四〇五一(機械構造用炭素鋼材)
―一九七九、JIS G四〇五三(機械構造用合金
鋼鋼材)―二〇〇三、JIS G四三二一(建築構
造用ステンレス鋼材)―二〇〇〇、JIS G五一
〇一(炭素鋼鑄鋼品)―一九九一、JIS G五一
〇二(溶接構造用鑄鋼品)―一九九一、JIS G
五二一一(構造用高張力炭素鋼及び低合金鑄鋼品)
―一九九一又はJIS G五二〇一(溶接構造用遠
心力鑄鋼管)―一九九一



（学校の木造の校舎の日本工業規格を指定する件の一部改正）

第十六条 学校の木造の校舎の日本工業規格を指定する件（平成十二年建設省告示第千四百五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>学校の木造の校舎の日本産業規格を指定する件 建築基準法施行令第四十八条第二項第二号に規定する学校の木造の校舎の日本産業規格は、日本産業規格A三三〇一（木造校舎の構造設計標準）―二〇一五とする。</p> <p style="text-align: center;">附則 1（略）</p> <p>2 改正後の平成十二年建設省告示第千四百五十三号の規定の適用については、日本産業規格A三三〇一（木造校舎の構造設計標準）―一九九三は、日本産業規格A三三〇一（木造校舎の構造設計標準）―二〇一五とみなす。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>学校の木造の校舎の日本工業規格を指定する件 建築基準法施行令第四十八条第二項第二号に規定する学校の木造の校舎の日本工業規格は、日本工業規格A三三〇一（木造校舎の構造設計標準）―二〇一五とする。</p> <p style="text-align: center;">附則 1（略）</p> <p>2 改正後の平成十二年建設省告示第千四百五十三号の規定の適用については、日本工業規格A三三〇一（木造校舎の構造設計標準）―一九九三は、日本工業規格A三三〇一（木造校舎の構造設計標準）―二〇一五とみなす。</p>

（木造の継手及び仕口の構造方法を定める件の一部改正）

第十七条 木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 筋かいの端部における仕口にあつては、次に掲げる筋かいの種類に応じ、それぞれイからホまでに定める接合方法又はこれらと同等以上の引張耐力を有する接合方法によらなければならない。

イ 径九ミリメートル以上の鉄筋 柱又は横架材を貫通した鉄筋を三角座金を介してナット締めとしたもの又は当該鉄筋に止め付けた鋼板添え板に柱及び横架材に対して長さ九センチメートルの太め鉄丸くぎ（日本産業規格（以下「JIS」という。）A五五〇八（くぎ）―一九九二のうち太め鉄丸くぎに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ。）を八本打ち付けたもの

ロ 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 柱及び横架材を欠き込み、柱及び横架材に対してそれぞれ長さ六・五センチメートルの鉄丸くぎ（JIS A五五〇八（くぎ）―一九九二のうち鉄丸くぎに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ。）を五本平打ちしたものを
ハ 厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 厚さ一・六ミリメートルの鋼板添え板を、筋かいに対して径十二ミリメートルのボルト（JIS B一一八〇（六角ボルト）―一九九四のうち強度区分四・六に適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ。）締め及び長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを三本平打ち、柱に対して長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを三本平打ち、横架材に対して

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 筋かいの端部における仕口にあつては、次に掲げる筋かいの種類に応じ、それぞれイからホまでに定める接合方法又はこれらと同等以上の引張耐力を有する接合方法によらなければならない。

イ 径九ミリメートル以上の鉄筋 柱又は横架材を貫通した鉄筋を三角座金を介してナット締めとしたもの又は当該鉄筋に止め付けた鋼板添え板に柱及び横架材に対して長さ九センチメートルの太め鉄丸くぎ（日本工業規格A五五〇八（くぎ）―一九九二のうち太め鉄丸くぎに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ。）を八本打ち付けたもの

ロ 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 柱及び横架材を欠き込み、柱及び横架材に対してそれぞれ長さ六・五センチメートルの鉄丸くぎ（日本工業規格A五五〇八（くぎ）―一九九二のうち鉄丸くぎに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ。）を五本平打ちしたものを
ハ 厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 厚さ一・六ミリメートルの鋼板添え板を、筋かいに対して径十二ミリメートルのボルト（日本工業規格B一一八〇（六角ボルト）―一九九四のうち強度区分四・六に適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ。）締め及び長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを三本平打ち、柱に対して長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを三本平打ち、横架材に対

長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを四本平打ちとしたもの

ニ・ホ (略)

二 (略)

して長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを四本平打ちとしたもの

ニ・ホ (略)

二 (略)

（鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件の一部改正）

第十八条 鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件（平成十二年建設省告示第二千四百六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後	
		<p>第一 鋼材等の許容応力度の基準強度</p> <p>一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。</p>	
鋼	炭素	鋼材等の種類及び品質	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
(略)	(略)	鋼材等の種類及び品質	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
構造用ケーブル	構造用ケーブルの種類に応じて、次のいずれかの数値とすること。	鋼材等の種類及び品質	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
<p>一 日本産業規格(以下「JIS」という。)</p> <p>G三五二五(ワイヤロープ)―一九九八の付表一から付表十までの区分に応じてそれぞれの表に掲げる破断荷重(単位 キロニュートン)に二分の千を乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じて求めた有効断面積(単位 平方ミリメートル)で除した数値</p>		<p>第一 鋼材等の許容応力度の基準強度</p> <p>一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。</p>	
		改正前	
		<p>第一 鋼材等の許容応力度の基準強度</p> <p>一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。</p>	
鋼	炭素	鋼材等の種類及び品質	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
(略)	(略)	鋼材等の種類及び品質	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
構造用ケーブル	構造用ケーブルの種類に応じて、次のいずれかの数値とすること。	鋼材等の種類及び品質	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
<p>一 日本工業規格(以下「JIS」という。)</p> <p>G三五二五(ワイヤロープ)―一九九八の付表一から付表十までの区分に応じてそれぞれの表に掲げる破断荷重(単位 キロニュートン)に二分の千を乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じて求めた有効断面積(単位 平方ミリメートル)で除した数値</p>		<p>第一 鋼材等の許容応力度の基準強度</p> <p>一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。</p>	

二・三 (略)	(略)	
	(略)	二・三 (略)

二・三 (略)	(略)	
	(略)	二・三 (略)

(高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件の一部改正)

第十九条 高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件(平成十二年建設省告示第二千四百六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第一 高力ボルトの基準張力</p> <p>一 高力ボルトの基準張力は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>この表において、一種、二種及び三種は、日本産業規格(以下「JIS」という。)B一一八六(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)―一九九五に定める一種、二種及び三種の摩擦接合用高力ボルト、ナット及び座金の組合せを表すものとする。</p> </div> <p>二 (略)</p>
改正前	<p>第一 高力ボルトの基準張力</p> <p>一 高力ボルトの基準張力は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>この表において、一種、二種及び三種は、日本工業規格(以下「JIS」という。)B一一八六(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)―一九九五に定める一種、二種及び三種の摩擦接合用高力ボルト、ナット及び座金の組合せを表すものとする。</p> </div> <p>二 (略)</p>

（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）

第二十条 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 特殊な許容応力度

一〇十六 (略)

十七 緊張材の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

(略)

この表において、Fu及びFyは、それぞれ次の表に掲げる引張強さ及び耐力を表すものとする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた緊張材の引張強さ及び耐力は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

(略)

この表において、単一鋼線、鋼より線で示される緊張材の種類は、それぞれ日本産業規格（以下「JIS」という。）G三五三六（PC鋼線及びPC鋼より線）―一九九九に定める緊張材の種類を、PC鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G三一〇九（PC鋼棒）―一九九四に定める緊張材の種類を、細径異形の鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G三一三七（細径異形PC鋼棒）―一九九四に定める緊張材の種類をそれぞれ表すものとする。

十八・十九 (略)

改正前

第一 特殊な許容応力度

一〇十六 (略)

十七 緊張材の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

(略)

この表において、Fu及びFyは、それぞれ次の表に掲げる引張強さ及び耐力を表すものとする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた緊張材の引張強さ及び耐力は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

(略)

この表において、単一鋼線、鋼より線で示される緊張材の種類は、それぞれJIS G三五三六（PC鋼線及びPC鋼より線）―一九九九に定める緊張材の種類を、PC鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G三一〇九（PC鋼棒）―一九九四に定める緊張材の種類を、細径異形の鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G三一三七（細径異形PC鋼棒）―一九九四に定める緊張材の種類をそれぞれ表すものとする。

十八・十九 (略)

第三 基準強度

一〇三 (略)

四 第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数値とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたターンバックルの基準強度にあつては、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

(略)

この表において、ターンバックルは、JIS A五五四〇(建築用ターンバックル)―二〇〇三、JIS A五五四一(建築用ターンバックル胴)―二〇〇三及びJIS A五五四二(建築用ターンバックルボルト)―二〇〇三に規定するターンバックルを表すものとする。

五〇九 (略)

第三 基準強度

一〇三 (略)

四 第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数値とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたターンバックルの基準強度にあつては、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

(略)

この表において、ターンバックルは、日本工業規格(以下「JIS」という。)A五五四〇(建築用ターンバックル)―二〇〇三、JIS A五五四一(建築用ターンバックル胴)―二〇〇三及びJIS A五五四二(建築用ターンバックルボルト)―二〇〇三に規定するターンバックルを表すものとする。

五〇九 (略)

（壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第二十一条 壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第三 接合部に使用する構造用鋼材の品質</p> <p>接合部に使用する構造用鋼材は、日本産業規格（以下「JIS」という。）G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）―二〇〇四、JIS G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）―二〇〇四若しくはJIS G三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第三 接合部に使用する構造用鋼材の品質</p> <p>接合部に使用する構造用鋼材は、日本工業規格G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）―二〇〇四、日本工業規格G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）―二〇〇四若しくは日本工業規格G三一三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。</p>

（地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件の一部改正）

第二十二條 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件（平成十三年国土交通省告示第千百十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう_に改める。

改正後	改正前
<p>第八 くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度は、次に掲げるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 遠心力高強度プレストレストコンクリートくい (日本産業規格) 以下「JIS」という。) A五三七三 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) ―二〇〇四 附属書五 プレストレストコンクリートくいに適合するものをいう。) に用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は一平方ミリメートルにつき八十二ニュートン以上としなければならない。</p> <p>(表 略)</p> <p>六～八 (略)</p> <p>2 くい体に継手を設ける場合にあつては、くい体に用いる材料の長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、継手部分の耐力、剛性及び靱性に応じて低減させなければならない。ただし、溶接継手 (鋼管ぐいとする場合にあつては、JIS A五五二五 (鋼管ぐい) ―一九九四に適合するものに限る。) 又はこれと同等以上の耐力、剛性及び靱性を有する継手を用いる場合にあつてはこの限りでない。</p>	<p>第八 くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度は、次に掲げるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 遠心力高強度プレストレストコンクリートくい (JIS A五三七三 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) ―二〇〇四 附属書五 プレストレストコンクリートくいに適合するものをいう。) に用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は一平方ミリメートルにつき八十二ニュートン以上としなければならない。</p> <p>(表 略)</p> <p>六～八 (略)</p> <p>2 くい体に継手を設ける場合にあつては、くい体に用いる材料の長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、継手部分の耐力、剛性及び靱性に応じて低減させなければならない。ただし、溶接継手 (鋼管ぐいとする場合にあつては、日本工業規格A五五二五 (鋼管ぐい) ―一九九四に適合するものに限る。) 又はこれと同等以上の耐力、剛性及び靱性を有する継手を用いる場合にあつてはこの限りでない。</p>

（建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件の一部改正）

第二十三条 建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十九条第一項の規定（令第三百三十九条から令第四百二十二条までの規定において準用する場合を含む。）を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び令第七十九条の三第一項の規定（令第三百三十九条から令第四百一条までの規定において準用する場合を含む。）を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 令第七十九条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び令第七十九条の三第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、地階を除く階数が三以下の建築物の基礎ぐい以外の部分又は擁壁に用いられるものであり、その構造が次のイからニまでに定める基準に適合しているもの又は当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられており、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂についてニ(2)(i)から(iii)までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられたもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ コンクリートに使用するセメントの品質が日本産業規格（以下「JIS」という。）R五二一〇（ポルトランドセメント）―二〇〇三に適合するものとし、単位セメント量が一立方メートルにつき三百キログラム以上であること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十九条第一項の規定（令第三百三十九条から令第四百二十二条までの規定において準用する場合を含む。）を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び令第七十九条の三第一項の規定（令第三百三十九条から令第四百一条までの規定において準用する場合を含む。）を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 令第七十九条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び令第七十九条の三第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、地階を除く階数が三以下の建築物の基礎ぐい以外の部分又は擁壁に用いられるものであり、その構造が次のイからニまでに定める基準に適合しているもの又は当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられており、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂についてニ(2)(i)から(iii)までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられたもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ コンクリートに使用するセメントの品質が日本工業規格（以下「JIS」という。）R五二一〇（ポルトランドセメント）―二〇〇三に適合するものとし、単位セメント量が一立方メートルにつき三百キログラム以上であること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全
上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第二十四条 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に
関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）の一部を次
のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規
定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第二材料

一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

(二) 床根太及び天井 根太	(略)	構造部材の種類	規 格
		(一)に掲げる規格、日本産業規格(以下「JIS」という。)G三三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G三三一二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)―一九九四に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G三三二一(溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G三三二二(塗装溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格又はJIS G三三三三(一般構造用溶接軽量H形鋼)―一九九〇に規定する形鋼の規格(鋼材の厚さが二・三ミリメートル以上六ミリメートル以下に係る部分に限る。以下「軽量H形鋼規格」という。)	

改正前

第二材料

一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

(二) 床根太及び天井 根太	(略)	構造部材の種類	規 格
		(一)に掲げる規格、日本工業規格(以下「JIS」という。)G三三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G三三一二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)―一九九四に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G三三二一(溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G三三二二(塗装溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格又はJIS G三三三三(一般構造用溶接軽量H形鋼)―一九九〇に規定する形鋼の規格(鋼材の厚さが二・三ミリメートル以上六ミリメートル以下に係る部分に限る。以下「軽量H形鋼規格」という。)	

二
四
(略)

二
四
(略)

（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件の一部改正）

第二十五条 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

五 各階の張り間方向及び桁行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じた当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

耐力壁の種類	倍率
緊結の方法	

改正前

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

五 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じた当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

耐力壁の種類	倍率
緊結の方法	

(一)	<p>構造用合板若しくは化粧合板若しくは構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号。以下「合板規格」という。）に規定する種類又は一類（屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。））に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下「構造用合板等」という。）のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル（構</p>							
(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1273 613 1418 741">くぎ又ははねじの種類</td> <td data-bbox="1273 741 1418 869">くぎ又ははねじの本数</td> <td data-bbox="1273 869 1418 996">くぎ又ははねじの間隔</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1273 996 1418 1102"></td> <td data-bbox="1273 996 1418 1102"></td> <td data-bbox="1273 996 1418 1102"></td> </tr> </table>	くぎ又ははねじの種類	くぎ又ははねじの本数	くぎ又ははねじの間隔				
くぎ又ははねじの種類	くぎ又ははねじの本数	くぎ又ははねじの間隔						

(一)	<p>構造用合板若しくは化粧合板若しくは構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号。以下「合板規格」という。）に規定する種類又は一類（屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。））に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下「構造用合板等」という。）のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル（構</p>							
(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1273 1527 1418 1655">くぎ又ははねじの種類</td> <td data-bbox="1273 1655 1418 1783">くぎ又ははねじの本数</td> <td data-bbox="1273 1783 1418 1910">くぎ又ははねじの間隔</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1273 1910 1418 2042"></td> <td data-bbox="1273 1910 1418 2042"></td> <td data-bbox="1273 1910 1418 2042"></td> </tr> </table>	くぎ又ははねじの種類	くぎ又ははねじの本数	くぎ又ははねじの間隔				
くぎ又ははねじの種類	くぎ又ははねじの本数	くぎ又ははねじの間隔						

造用パネルの日本農
林規格（昭和六十二
年農林水産省告示第
三百六十号。以下「
構造用パネル規格」
という。）に規定す
る一級、二級、三級
又は四級をいう。表
一―二(四)及び(七)に
おいて同じ。)、ハー
ドボード（日本産業
規格（以下「JIS
」という。）A五九
〇五（繊維板）―一
九九四に規定するハ
ードファイバーボー
ドの三五タイプ又は
四五タイプをいう。
以下同じ。）のうち
厚さ七ミリメートル
以上のもの又はパー
テイクルボード（J
IS A五九〇八（
パーティクルボード
）―一九九四に規定
する一八タイプ、一
三タイプ、二四―一
〇タイプ、一七・五
―一〇・五タイプ又
は三〇―一五タイプ

造用パネルの日本農
林規格（昭和六十二
年農林水産省告示第
三百六十号。以下「
構造用パネル規格」
という。）に規定す
る一級、二級、三級
又は四級をいう。表
一―二(四)及び(七)に
おいて同じ。)、ハー
ドボード（日本工業
規格（以下「JIS
」という。）A五九
〇五（繊維板）―一
九九四に規定するハ
ードファイバーボー
ドの三五タイプ又は
四五タイプをいう。
以下同じ。）のうち
厚さ七ミリメートル
以上のもの又はパー
テイクルボード（J
IS A五九〇八（
パーティクルボード
）―一九九四に規定
する一八タイプ、一
三タイプ、二四―一
〇タイプ、一七・五
―一〇・五タイプ又
は三〇―一五タイプ

<p>表一―二―表三 (略) 六〇十六 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>をいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
<p>表一―二―表三 (略) 六〇十六 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>をいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>

（薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第二十六条 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第二 材料

一 (略)

二 前号に掲げる薄板軽量形鋼の断面形状は、次の表の(一)項から(五)項までのいずれかによるものとし、それぞれ当該下欄に掲げる寸法以上とすること。ただし、当該枠組材の実況に応じた加力実験によって構造耐力上支障のある断面形状のゆがみ等が生じないことが確かめられた場合は、この限りでない。

(略)

この表において、軽角形鋼は、角形の断面形状を、軽溝形鋼、軽Z形鋼、リップ溝形鋼及びリップZ形鋼は、日本産業規格(以下「JIS」という。)G三三五〇(一般構造用軽量形鋼)一一九八七の表一一二に定める軽溝形鋼、軽Z形鋼、リップ溝形鋼及びリップZ形鋼を表すものとする。

第十二 構造計算

一〜四 (略)

五 第二号に規定する有効断面の面積、第三号に規定する許容応力度及び前号に規定する材料強度の計算に用いる弾性座屈強度は、当該薄板軽量形鋼の断面形状及び周囲の部材との接合並びに座屈又は横座屈に対して補強された状況等に基づき、固有値解析等の手法によって計算するものとする。ただし、第二第二号の表に規定する断面形状その他これらに類する断面形状の薄板軽量形鋼の弾性座屈強度にあつては、次のイからニまでに定めるところによることができる。

改正前

第二 材料

一 (略)

二 前号に掲げる薄板軽量形鋼の断面形状は、次の表の(一)項から(五)項までのいずれかによるものとし、それぞれ当該下欄に掲げる寸法以上とすること。ただし、当該枠組材の実況に応じた加力実験によって構造耐力上支障のある断面形状のゆがみ等が生じないことが確かめられた場合は、この限りでない。

(略)

この表において、軽角形鋼は、角形の断面形状を、軽溝形鋼、軽Z形鋼、リップ溝形鋼及びリップZ形鋼は、日本工業規格(以下「JIS」という。)G三三五〇(一般構造用軽量形鋼)一一九八七の表一一二に定める軽溝形鋼、軽Z形鋼、リップ溝形鋼及びリップZ形鋼を表すものとする。

第十二 構造計算

一〜四 (略)

五 第二号に規定する有効断面の面積、第三号に規定する許容応力度及び前号に規定する材料強度の計算に用いる弾性座屈強度は、当該薄板軽量形鋼の断面形状及び周囲の部材との接合並びに座屈又は横座屈に対して補強された状況等に基づき、固有値解析等の手法によって計算するものとする。ただし、第二第二号の表に規定する断面形状その他これらに類する断面形状の薄板軽量形鋼の弾性座屈強度にあつては、次のイからニまでに定めるところによることができる。

イ・ロ (略)

ハ 第三号ロに規定する曲げ材の座屈の許容応力度の計算に用いる曲げ材の弾性座屈強度は、次の表の(一)項及び(二)項に掲げる当該曲げ材の断面形状に応じて得られた数値とする。

断面形状	曲げ材の弾性座屈強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
	(略)

この表において、 C 、 r_l 、 A 、 Z_m 、 E 、 l_{kn} 、 i_n 、 G 、 J 、 C_w 、 l_t 及び r_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C 次の式によって計算した修正係数(二・三を超える場合には二・三とし、補剛区間内の曲げモーメントが Σ より大きい場合には一とする。)

$$C = 1.75 + 1.05 \left(\frac{M_2}{M_1} \right) + 0.3 \left(\frac{M_2}{M_1} \right)^2$$

この式において、 M_2 及び M_1 は、それぞれ座屈区間端部における小さい方及び大きい方の強軸周りの曲げモーメントを表すものとし、 M_2/M_1 は、当該曲げモーメントが複曲率となる場合には正と、単曲率となる場合には負とするものとする。

r_l 次に定める式によって計算した数値

$$r_l = \sqrt{i_m^2 + i_n^2 + x_l^2}$$

イ・ロ (略)

ハ 第三号ロに規定する曲げ材の座屈の許容応力度の計算に用いる曲げ材の弾性座屈強度は、次の表の(一)項及び(二)項に掲げる当該曲げ材の断面形状に応じて得られた数値とする。

断面形状	曲げ材の弾性座屈強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
	(略)

この表において、 C 、 r_l 、 A 、 Z_m 、 E 、 l_{kn} 、 i_n 、 G 、 J 、 C_w 、 l_t 及び r_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C 次の式によって計算した修正係数(二・三を超える場合には二・三とし、補剛区間内の曲げモーメントが Σ より大きい場合には一とする。)

$$C = 1.75 + 1.05 \left(\frac{M_2}{M_1} \right) + 0.3 \left(\frac{M_2}{M_1} \right)^2$$

この式において、 M_2 及び M_1 は、それぞれ座屈区間端部における小さい方及び大きい方の強軸周りの曲げモーメントを表すものとし、 M_2/M_1 は、当該曲げモーメントが複曲率となる場合には正と、単曲率となる場合には負とするものとする。

r_l 次に定める式によって計算した数値

$$r_l = \sqrt{i_m^2 + i_n^2 + x_l^2}$$

この式において、 i_m 、 i_n 及び x_l は、それぞれ次の数値を表すものとする。

i_m 曲げ材の曲げを受ける軸に対する断面二次半(単位 ミリメートル)

i_n 曲げ材の曲げを受ける軸に直交する軸に対する断面二次半径(単位 ミリメートル)

x_l 曲げ材の曲げを受ける軸上における断面の重心とせん断中心との間の距離(単位 ミリメートル)

A 薄板軽量形鋼の断面積(単位 平方ミリメートル)

Z_m 曲げを受ける軸に対する断面係数(単位 ミリメートルの三乗)

E ヤング係数(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

l_{kn} 横座屈補剛間隔(構造用合板等が有効な横補剛として圧縮側となる断面に接合する場合にあつては、当該接合に用いる材料の種類及び接合方法の実況による数値)(単位 ミリメートル)

i_n 曲げ材の曲げを受ける軸に直交する軸に対する断面二次半径(単位 ミリメートル)

G 曲げ材のせん断弾性係数(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

J 曲げ材のサンブナンねじり定数(単位 ミリメートルの四乗)

C_w 曲げ材の曲げねじり定数(単位 ミリメートルの六乗)

この式において、 i_m 、 i_n 及び x_l は、それぞれ次の数値を表すものとする。

i_m 曲げ材の曲げを受ける軸に対する断面二次半(単位 ミリメートル)

i_n 曲げ材の曲げを受ける軸に直交する軸に対する断面二次半径(単位 ミリメートル)

x_l 曲げ材の曲げを受ける軸上における断面の重心とせん断中心との間の距離(単位 ミリメートル)

A 薄板軽量形鋼の断面積(単位 平方ミリメートル)

Z_m 曲げを受ける軸に対する断面二次モーメント(単位 ミリメートルの四乗)

E ヤング係数(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

l_{kn} 横座屈補剛間隔(構造用合板等が有効な横補剛として圧縮側となる断面に接合する場合にあつては、当該接合に用いる材料の種類及び接合方法の実況による数値)(単位 ミリメートル)

i_n 曲げ材の曲げを受ける軸に直交する軸に対する断面二次半径(単位 ミリメートル)

G 曲げ材のせん断弾性係数(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

J 曲げ材のサンブナンねじり定数(単位 ミリメートルの四乗)

C_w 曲げ材の曲げねじり定数(単位 ミリメートルの六乗)

ニ
(略)

l_t
ねじれに対する有効座屈長さ (単位 ミリメートル)
 l_o ロの表に規定する l_o (単位 ミリメートル)

ニ
(略)

l_t
ねじれに対する有効座屈長さ (単位 ミリメートル)
 l_o ロの表に規定する l_o (単位 ミリメートル)

（構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第二十七条 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 床版又は屋根版</p> <p>構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次に定めるところによらなければならない。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条各号に定めるところによる構造計算によって安全性が確かめられた場合は、第二号ロ及びホ並びに第三号（イ及びハ(1)を除く。）の規定を除き、適用しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 鋼板は、次に定めるところによること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。</p> <p>(1) 日本産業規格（以下「JIS」という。）G 三三五二（デッキプレート）―二〇〇三に適合する形状とすること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>三 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 床版又は屋根版</p> <p>構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次に定めるところによらなければならない。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条各号に定めるところによる構造計算によって安全性が確かめられた場合は、第二号ロ及びホ並びに第三号（イ及びハ(1)を除く。）の規定を除き、適用しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 鋼板は、次に定めるところによること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。</p> <p>(1) 日本工業規格（以下「JIS」という。）G 三三五二（デッキプレート）―二〇〇三に適合する形状とすること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>三 (略)</p>

(アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)

第二十八条 アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成十四年国土交通省告示第四百十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第五 接合

構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めつき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。

一・二 (略)

2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる接合方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとしなければならない。

一 高力ボルト、ボルト又はリベット（以下この項において「ボルト等」という。）による場合 次に定めるところによる。
イ ホ (略)

へ 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面は、日本産業規格（以下「JIS」という。）R6001（研削といし用研磨材の粒度）一一九
九八の表一に定める粒度の種類F三十からF百五十に適合する研磨材を用いたアルミナグリッドブラスト処理を施した摩擦面又はこれと同等以上のすべり係数を有する摩擦面としなければならない。ただし、摩擦面の実況に応じた令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合においてはこの限りでない。

3 (略)
二・四 (略)

改正前

第五 接合

構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めつき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。

一・二 (略)

2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる接合方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとしなければならない。

一 高力ボルト、ボルト又はリベット（以下この項において「ボルト等」という。）による場合 次に定めるところによる。
イ ホ (略)

へ 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面は、日本工業規格（以下「JIS」という。）R6001（研削といし用研磨材の粒度）一一九
九八の表一に定める粒度の種類F三十からF百五十に適合する研磨材を用いたアルミナグリッドブラスト処理を施した摩擦面又はこれと同等以上のすべり係数を有する摩擦面としなければならない。ただし、摩擦面の実況に応じた令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合においてはこの限りでない。

3 (略)
二・四 (略)

（丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第二十九条 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第四 耐力壁等</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 耐力壁内には、次に定めるところにより、構造耐力上有効にだぼを設けなければならない。ただし、許容応力度計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ、かつ、ホに定めるところによる場合は、この限りでない。</p> <p>イ だぼの材料は、日本産業規格(以下「JIS」という。)G三一〇二(鉄筋コンクリート用棒鋼)―一九八七に規定するSR二三五若しくはSD二九五Aに適合する直径九ミリメートル以上の鋼材若しくはこれと同等以上の耐力を有する鋼材又は小径が二十五ミリメートル以上の木材で第二一号に規定する樹種とし、かつ、節等の耐力上の欠点がないものとする。</p> <p>ロ ホ (略)</p> <p>十三 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第四 耐力壁等</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 耐力壁内には、次に定めるところにより、構造耐力上有効にだぼを設けなければならない。ただし、許容応力度計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ、かつ、ホに定めるところによる場合は、この限りでない。</p> <p>イ だぼの材料は、日本工業規格(以下「JIS」という。)G三一〇二(鉄筋コンクリート用棒鋼)―一九八七に規定するSR二三五若しくはSD二九五Aに適合する直径九ミリメートル以上の鋼材若しくはこれと同等以上の耐力を有する鋼材又は小径が二十五ミリメートル以上の木材で第二一号に規定する樹種とし、かつ、節等の耐力上の欠点がないものとする。</p> <p>ロ ホ (略)</p> <p>十三 (略)</p>

（構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第三十条 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第三 防錆措置等</p> <p>一 構造耐力上主要な部分に用いるシステムトラスの主部材及び接合部材に厚さが二・三ミリメートル未満の鋼材（ステンレス鋼を除く。）を使用する場合の当該主部材及び接合部材の表面仕上げは、日本産業規格G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八に規定するめっきの付着量表示記号Z二七その他これに類する有効なさび止めのための措置を講じたものとする。ただし、主部材及び接合部材を屋外に面する部分及び湿潤状態となるおそれのある部分以外の部分に使用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>二・三（略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第三 防錆措置等</p> <p>一 構造耐力上主要な部分に用いるシステムトラスの主部材及び接合部材に厚さが二・三ミリメートル未満の鋼材（ステンレス鋼を除く。）を使用する場合の当該主部材及び接合部材の表面仕上げは、日本工業規格G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―一九九八に規定するめっきの付着量表示記号Z二七その他これに類する有効なさび止めのための措置を講じたものとする。ただし、主部材及び接合部材を屋外に面する部分及び湿潤状態となるおそれのある部分以外の部分に使用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>二・三（略）</p>

（特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第三十一条 特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第三 特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算</p> <p>令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>2 積雪荷重は、令第八十六条の規定によること。この場合において、屋根ふき材に日本産業規格A五七〇一(ガラス繊維強化ポリエステル波板)―一九九五に定める波板を使用する等屋根面の断熱性が低く、滑雪の妨げのない構造とし、かつ、屋根の勾配が十一度以上ある場合にあつては、次に定めるところによることができる。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>3 (略)</p>
改正前	<p>第三 特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算</p> <p>令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>2 積雪荷重は、令第八十六条の規定によること。この場合において、屋根ふき材に日本工業規格A五七〇一(ガラス繊維強化ポリエステル波板)―一九九五に定める波板を使用する等屋根面の断熱性が低く、滑雪の妨げのない構造とし、かつ、屋根の勾配が十一度以上ある場合にあつては、次に定めるところによることができる。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>3 (略)</p>

（膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第三十二条 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 適用の範囲等</p> <p>この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる膜構造の種類に応じてそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 骨組膜構造 次のイからホまでに定めるところによること。</p> <p>イ・ニ (略)</p> <p>ホ 膜面に使用する骨組を構成する鉛直部材の脚部をけた行方向のみに移動する滑節構造とし、屋根版及び壁に用いる膜面を折りたたむことにより伸縮する構造とする当該屋根版及び壁の部分にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 可動式膜面の部分の直下にある土台に用いる鋼材は、<u>日本産業規格</u>（以下「JIS」という。）E1101（普通レール及び分岐器類用特殊レール）―E1101若しくはJIS E1103（軽レール）―E1103又はこれらと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(2) (3) (略)</p> <p>二 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 適用の範囲等</p> <p>この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる膜構造の種類に応じてそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 骨組膜構造 次のイからホまでに定めるところによること。</p> <p>イ・ニ (略)</p> <p>ホ 膜面に使用する骨組を構成する鉛直部材の脚部をけた行方向のみに移動する滑節構造とし、屋根版及び壁に用いる膜面を折りたたむことにより伸縮する構造とする当該屋根版及び壁の部分にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 可動式膜面の部分の直下にある土台に用いる鋼材は、<u>日本工業規格</u>（以下「JIS」という。）E1101（普通レール及び分岐器類用特殊レール）―E1101若しくはJIS E1103（軽レール）―E1103又はこれらと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(2) (3) (略)</p> <p>二 (略)</p>

(テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正)

第三十三条 テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件(平成十

四年国土交通省告示第六百六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">第二 膜面の構造</p> <p>構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料等に張力を導入して有効に平面又は曲面の形状を保持することができるもの（袋状にした膜構造用フィルム内部の空気圧を高めることにより、当該膜構造用フィルムに張力を導入して平面又は曲面の形状を保持することができるものを含む。）とし、当該膜面に変形が生じた場合であっても、膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する骨組は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 骨組に用いる鋼材は、日本産業規格（以下「JIS」という。）</p> <p>G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）―一九九五、JIS G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）―一九九九、JIS G三一〇四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）―一九九八、JIS G三三三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四、JIS G三三五〇（一般構造用軽量形鋼）―一九八七、JIS G三四四四（一般構造用炭素鋼管）―一九九四、JIS G三四六六（一般構造用角形鋼管）―一九八八、JIS G三一〇二（鉄筋コンクリート用棒鋼）―一九八七若しくはJIS G三一〇七（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）―一九八七のいずれかの規格に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>五〇八 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">第二 膜面の構造</p> <p>構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料等に張力を導入して有効に平面又は曲面の形状を保持することができるもの（袋状にした膜構造用フィルム内部の空気圧を高めることにより、当該膜構造用フィルムに張力を導入して平面又は曲面の形状を保持することができるものを含む。）とし、当該膜面に変形が生じた場合であっても、膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する骨組は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 骨組に用いる鋼材は、日本工業規格（以下「JIS」という。）</p> <p>G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）―一九九五、JIS G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）―一九九九、JIS G三一〇四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）―一九九八、JIS G三三三六（建築構造用圧延鋼材）―一九九四、JIS G三三五〇（一般構造用軽量形鋼）―一九八七、JIS G三四四四（一般構造用炭素鋼管）―一九九四、JIS G三四六六（一般構造用角形鋼管）―一九八八、JIS G三一〇二（鉄筋コンクリート用棒鋼）―一九八七若しくはJIS G三一〇七（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）―一九八七のいずれかの規格に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>五〇八 (略)</p>

（第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部改正）

第三十四条 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ ミディアムデンシティブァイバーボード (日本産業規格 (以下「JIS」という。)) A五九〇五 (繊維板) に規定するミディアムデンシティブァイバーボードの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆等級、F☆☆☆☆等級及びF☆☆☆☆等級の規格に適合するものを除く。)</p> <p>ト カ (略)</p> <p>二 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ ミディアムデンシティブァイバーボード (日本工業規格 (以下「JIS」という。)) A五九〇五 (繊維板) に規定するミディアムデンシティブァイバーボードの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆等級、F☆☆☆☆等級及びF☆☆☆☆等級の規格に適合するものを除く。)</p> <p>ト カ (略)</p> <p>二 (略)</p>

（第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部改正）

第三十五条 第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ 日本産業規格(以下「JIS」という。) A五九〇五(繊維板)に規定するミディアムデンシティブァイバーボードの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆等級の規格に適合するミディアムデンシティブァイバーボード</p> <p>ト・チ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>建築基準法施行令第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ 日本工業規格(以下「JIS」という。) A五九〇五(繊維板)に規定するミディアムデンシティブァイバーボードの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆等級の規格に適合するミディアムデンシティブァイバーボード</p> <p>ト・チ (略)</p> <p>二 (略)</p>

（第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部改正）

第三十六条 第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ 日本産業規格(以下「JIS」という。) A五九〇五(繊維板)に規定するミディアムデンシファイバーボードの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆等級の規格に適合するミディアムデンシファイバーボード</p> <p>ト ヌヌ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>建築基準法施行令第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ 日本工業規格(以下「JIS」という。) A五九〇五(繊維板)に規定するミディアムデンシファイバーボードの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆等級の規格に適合するミディアムデンシファイバーボード</p> <p>ト ヌヌ (略)</p> <p>二 (略)</p>

（鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第三十七条 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十五年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第四 構造耐力上主要な部分に使用する組積ユニットの品質</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 外壁に用いるものにあつては、<u>日本産業規格A五四〇六</u>(建築用コンクリートブロック)―<u>一九九四</u>の透水性試験により測定された透水性は、一平方メートルにつき毎時二百ミリリットル以下としなければならぬ。ただし、防水剤の塗布その他の建築物の内部に生ずる漏水を防止するための有効な措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>
改正前	<p>第四 構造耐力上主要な部分に使用する組積ユニットの品質</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 外壁に用いるものにあつては、<u>日本工業規格A五四〇六</u>(建築用コンクリートブロック)―<u>一九九四</u>の透水性試験により測定された透水性は、一平方メートルにつき毎時二百ミリリットル以下としなければならぬ。ただし、防水剤の塗布その他の建築物の内部に生ずる漏水を防止するための有効な措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>

（建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部改正）

第三十八条 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。

一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ又はハ）に該当するもの以外のもの

イ 次の(1)から(5)までに該当するもの

(1)・(2) (略)

(3) 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を〇・三以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの。この場合において、構造耐力上主要な部分のうち冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ六ミリメートル以上のものに限る。）の柱にあつては、令第八十八条第一項に規定する地震力によって当該柱に生ずる力の大きさの値にその鋼材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に応じて次の表に掲げる数値以上の係数を乗じて得た数値を当該柱に生ずる力の大きさの値としなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

改正前

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。

一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ又はハ）に該当するもの以外のもの

イ 次の(1)から(5)までに該当するもの

(1)・(2) (略)

(3) 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を〇・三以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの。この場合において、構造耐力上主要な部分のうち冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ六ミリメートル以上のものに限る。）の柱にあつては、令第八十八条第一項に規定する地震力によって当該柱に生ずる力の大きさの値にその鋼材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に応じて次の表に掲げる数値以上の係数を乗じて得た数値を当該柱に生ずる力の大きさの値としなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

鋼材の種別	(イ)	(ロ)	(-)	(略)
			日本産業規格G三 四六六(一般構造 用角形鋼管)―二 〇〇六に適合する 角形鋼管	
柱及びはりの接合部の構造方法	(イ)	内ダイアフラム形式(ダイアフラムを落とし込む形式としたものを除く。)		
	(ロ)	(イ)欄に掲げる形式以外の形式		

二〇八 (略)
ロ・ハ (略)
(4) (5) (略)

鋼材の種別	(イ)	(ロ)	(-)	(略)
			日本工業規格G三 四六六(一般構造 用角形鋼管)―二 〇〇六に適合する 角形鋼管	
柱及びはりの接合部の構造方法	(イ)	内ダイアフラム形式(ダイアフラムを落とし込む形式としたものを除く。)		
	(ロ)	(イ)欄に掲げる形式以外の形式		

二〇八 (略)
ロ・ハ (略)
(4) (5) (略)

（保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部改正）

第三十九条 保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第四 保有水平耐力の計算方法

一・二 (略)

三 構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、第一号における架構の崩壊状態の確認に当たっては、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことを、次のイからニまでに掲げる方法その他特別な調査又は研究の結果に基づき適切であることが確かめられた方法によるものとする。

イ (略)

ロ 鉄骨造の架構において冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ六ミリメートル以上のものに限る。以下ロにおいて単に「角形鋼管」という。）を構造耐力上主要な部分である柱に用いる場合にあっては、次に定める構造計算を行うこと。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

- (1) 構造耐力上主要な部分である角形鋼管を用いた柱が日本産業規格（以下「JIS」という。）G三四六六（一般構造用角形鋼管）―二〇〇六に適合する場合にあっては、構造耐力上主要な部分である柱及びはりの接合部（最上階の柱の柱頭部及び一階の柱の脚部である接合部を除く。）について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第二第三号イに適合することを確かめるほか、当該柱が一階の柱である場合にあっては、地震時に柱の脚部に生ずる力に一・四（柱及びはりの接合部の構造方法を内ダイアフラム形式（ダイアフラムを落とし込む形式としたものを除く。）とした場合は一・三）以上の数値を乗じて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をして当

第四 保有水平耐力の計算方法

一・二 (略)

三 構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、第一号における架構の崩壊状態の確認に当たっては、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことを、次のイからニまでに掲げる方法その他特別な調査又は研究の結果に基づき適切であることが確かめられた方法によるものとする。

イ (略)

ロ 鉄骨造の架構において冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ六ミリメートル以上のものに限る。以下ロにおいて単に「角形鋼管」という。）を構造耐力上主要な部分である柱に用いる場合にあっては、次に定める構造計算を行うこと。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

- (1) 構造耐力上主要な部分である角形鋼管を用いた柱が日本工業規格（以下「JIS」という。）G三四六六（一般構造用角形鋼管）―二〇〇六に適合する場合にあっては、構造耐力上主要な部分である柱及びはりの接合部（最上階の柱の柱頭部及び一階の柱の脚部である接合部を除く。）について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第二第三号イに適合することを確かめるほか、当該柱が一階の柱である場合にあっては、地震時に柱の脚部に生ずる力に一・四（柱及びはりの接合部の構造方法を内ダイアフラム形式（ダイアフラムを落とし込む形式としたものを除く。）とした場合は一・三）以上の数値を乗じて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をして当

該建築物が安全であることを確かめること。

(2) (略)

ハ・ニ (略)

四・五 (略)

該建築物が安全であることを確かめること。

(2) (略)

ハ・ニ (略)

四・五 (略)

（構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第四十条 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第二 床版又は屋根版</p> <p>構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 軽量気泡コンクリートパネルに用いる補強材は鉄筋とし、軽量気泡コンクリートパネルの主筋(支点間の距離の方向に配置する鉄筋をいう。以下同じ。)は、床版にあつてはパネルの幅六十一センチメートルにつき圧縮側に二本以上及び引張り側に三本以上を、屋根版にあつてはパネルの幅六十一センチメートルにつき三本以上を、それぞれ釣合良く配置するものとし、横筋(主筋と直交方向に配置する鉄筋をいう。以下同じ。)と溶接により接合しなければならぬ。ただし、日本産業規格A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル)―一九九七に規定された曲げ試験によつて、軽量気泡コンクリートパネルの曲げに対する性能が当該主筋及び横筋を配置した場合と同等以上であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第二 床版又は屋根版</p> <p>構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 軽量気泡コンクリートパネルに用いる補強材は鉄筋とし、軽量気泡コンクリートパネルの主筋(支点間の距離の方向に配置する鉄筋をいう。以下同じ。)は、床版にあつてはパネルの幅六十一センチメートルにつき圧縮側に二本以上及び引張り側に三本以上を、屋根版にあつてはパネルの幅六十一センチメートルにつき三本以上を、それぞれ釣合良く配置するものとし、横筋(主筋と直交方向に配置する鉄筋をいう。以下同じ。)と溶接により接合しなければならぬ。ただし、日本工業規格A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル)―一九九七に規定された曲げ試験によつて、軽量気泡コンクリートパネルの曲げに対する性能が当該主筋及び横筋を配置した場合と同等以上であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

（小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件の一部改正）

第四十一条 小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令第二百二十九条の十三第一号に規定する小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の全部又は一部(構造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、合わせガラス(日本産業規格R三二〇五)に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。</p> <p>四〇八 (略)</p>	<p>建築基準法施行令第二百二十九条の十三第一号に規定する小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の全部又は一部(構造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、合わせガラス(日本工業規格R三二〇五)に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。</p> <p>四〇八 (略)</p>

（昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件の一部改正）

第四十二条 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千四百五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令第二百二十九条の七第一号に規定する昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部(構造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、合わせガラス(日本産業規格R三二〇五に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、昇降路の出入口の戸(床面からの高さが一メートルを超える部分に限る。)に使用するガラスにあつては、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメートル以下の網入ガラス(日本産業規格R三二〇四に適合する網入板ガラスに限る。)又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものとすることができる。</p> <p>四〇十一 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令第二百二十九条の七第一号に規定する昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部(構造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、合わせガラス(日本工業規格R三二〇五に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、昇降路の出入口の戸(床面からの高さが一メートルを超える部分に限る。)に使用するガラスにあつては、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメートル以下の網入ガラス(日本工業規格R三二〇四に適合する網入板ガラスに限る。)又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものとすることができる。</p> <p>四〇十一 (略)</p>

（かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件の一部改正）

第四十三条 かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の六第一項第一号に規定するかご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 かごの壁又は囲い、床、天井及び出入口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。</p> <p>イ 合わせガラス（日本産業規格 R 三二〇五に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。</p> <p>。ただし、かごの出入口の戸（床面からの高さが一・一メートルを超える部分に限る。）に使用するガラスにあつては、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメートル以下の網入ガラス（日本産業規格 R 三二〇四に適合する網入板ガラスに限る。）とすることができ。</p> <p>ロ （略）</p> <p>六～九 （略）</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の六第一項第一号に規定するかご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 かごの壁又は囲い、床、天井及び出入口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。</p> <p>イ 合わせガラス（日本工業規格 R 三二〇五に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。</p> <p>。ただし、かごの出入口の戸（床面からの高さが一・一メートルを超える部分に限る。）に使用するガラスにあつては、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメートル以下の網入ガラス（日本工業規格 R 三二〇四に適合する網入板ガラスに限る。）とすることができ。</p> <p>ロ （略）</p> <p>六～九 （略）</p>

(エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件の一部改正)

第四十四条 エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件(平成二十一年国土交通省告示第七百三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の八第一項に規定するエレベーターの駆動装置及び制御器（以下「駆動装置等」という。）が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 支持台及び形鋼等は、次のイ又はロのいずれかに適合する材料を用いたものであること。</p> <p>イ 日本産業規格G三一〇一に規定するSS三三〇、SS四〇〇、SS四九〇若しくはSS五四〇に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するものであること。</p> <p>ロ 日本産業規格G五五〇一に規定するFC二五〇、FC三〇〇若しくはFC三五〇に適合する鑄鉄又はこれと同等以上の強度を有するものであること。</p> <p>五 （略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の八第一項に規定するエレベーターの駆動装置及び制御器（以下「駆動装置等」という。）が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 支持台及び形鋼等は、次のイ又はロのいずれかに適合する材料を用いたものであること。</p> <p>イ 日本工業規格G三一〇一に規定するSS三三〇、SS四〇〇、SS四九〇若しくはSS五四〇に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するものであること。</p> <p>ロ 日本工業規格G五五〇一に規定するFC二五〇、FC三〇〇若しくはFC三五〇に適合する鑄鉄又はこれと同等以上の強度を有するものであること。</p> <p>五 （略）</p>

（特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件の一部改正）

第四十五条 特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第三 特定天井の構造方法は、次の各項のいずれかに定めるものとする。</p> <p>2 特定天井の構造方法</p> <p>次の各号に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 吊り材には日本産業規格(以下「JIS」という。)A六五一七(建築用鋼製下地(壁・天井)―二〇一〇)に定めるつりボルトの規定に適合するもの又はこれと同等以上の引張強度を有するものを用いること。</p> <p>五～十一 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第三 特定天井の構造方法は、次の各項のいずれかに定めるものとする。</p> <p>2 特定天井の構造方法</p> <p>次の各号に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 吊り材には日本工業規格(以下「JIS」という。)A六五一七(建築用鋼製下地(壁・天井)―二〇一〇)に定めるつりボルトの規定に適合するもの又はこれと同等以上の引張強度を有するものを用いること。</p> <p>五～十一 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

(地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件の一部改正)

第四十六条 地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件
(平成二十五年国土交通省告示第千四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第三 トラス等強度検証法は、衝突後のトラス等（次の各号に掲げる構造の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の残存応力度を次の表に掲げる式によって計算し、当該残存応力度がトラス等の常時の応力度（令第二百二十九条の十二第二項において読み替えて準用する令第二百二十九条の四第二項第二号の規定によって計算した数値をいう。）を超えることを確かめることとする。

一 トラス トラスに用いる鋼材は、日本産業規格G三一〇一に規定するSS四〇〇に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するもの（上弦材及び下弦材に用いる鋼材にあつては、山形鋼で、かつ、有効細長比が百以下であるものに限る。）とすること。

二 はり はりに用いる鋼材は、日本産業規格G三一〇一に規定するSS四〇〇に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するもの（構造上主要な部分に用いる鋼材にあつては、H形鋼で、かつ、有効細長比が百以下であるものに限る。）とすること。

2
(略)
(表略)

改正前

第三 トラス等強度検証法は、衝突後のトラス等（次の各号に掲げる構造の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の残存応力度を次の表に掲げる式によって計算し、当該残存応力度がトラス等の常時の応力度（令第二百二十九条の十二第二項において読み替えて準用する令第二百二十九条の四第二項第二号の規定によって計算した数値をいう。）を超えることを確かめることとする。

一 トラス トラスに用いる鋼材は、日本工業規格G三一〇一に規定するSS四〇〇に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するもの（上弦材及び下弦材に用いる鋼材にあつては、山形鋼で、かつ、有効細長比が百以下であるものに限る。）とすること。

二 はり はりに用いる鋼材は、日本工業規格G三一〇一に規定するSS四〇〇に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するもの（構造上主要な部分に用いる鋼材にあつては、H形鋼で、かつ、有効細長比が百以下であるものに限る。）とすること。

2
(略)
(表略)

（申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部改正）

第四十七条 申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一条の二の三
 第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に
 当たって行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる場
 合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。

(略)	(イ)	(二) 重点確認 対象者以 外の者の 申請に係 る工場等 における 製造、検 査（製品 の品質検 査を除く 。）及び 品質管理 の実地確 認	指定建築材料について認定を受け ようとする場合（次に該当する場 合を除く。）	四十六万円（ 製造の主要な 工程が二以上 の工場等にお いて行われる 場合において は、四十六万 円に当該工場 等の件数から 一を減じた数 を乗じた額を 加算した額）
	(ロ)	一 （略） 二 次のイ又はロに掲げる認証 を受けた場合であつて、当該 認証を受けたことを証する書 類及び当該認証の申請書の添 付書類によつて、平成十二年 建設省告示第千四百四十六号 第三第一項第二号から第六号 までに規定する基準に適合す ることが確かめられた場合	一 （略） 二 次のイ又はロに掲げる認証 を受けた場合であつて、当該 認証を受けたことを証する書 類及び当該認証の申請書の添 付書類によつて、平成十二年 建設省告示第千四百四十六号 第三第一項第二号から第六号 までに規定する基準に適合す ることが確かめられた場合	
	(ハ)	イ （略） ロ 指定建築材料の生産につ いての産業標準化法（昭和 二十四年法律第百八十五号 ）第三十条第一項に規定す	イ （略） ロ 指定建築材料の生産につ いての産業標準化法（昭和 二十四年法律第百八十五号 ）第三十条第一項に規定す	

改正前

第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一条の二の三
 第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に
 当たって行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる場
 合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。

(略)	(イ)	(二) 重点確認 対象者以 外の者の 申請に係 る工場等 における 製造、検 査（製品 の品質検 査を除く 。）及び 品質管理 の実地確 認	指定建築材料について認定を受け ようとする場合（次に該当する場 合を除く。）	四十六万円（ 製造の主要な 工程が二以上 の工場等にお いて行われる 場合において は、四十六万 円に当該工場 等の件数から 一を減じた数 を乗じた額を 加算した額）
	(ロ)	一 （略） 二 次のイ又はロに掲げる認証 を受けた場合であつて、当該 認証を受けたことを証する書 類及び当該認証の申請書の添 付書類によつて、平成十二年 建設省告示第千四百四十六号 第三第一項第二号から第六号 までに規定する基準に適合す ることが確かめられた場合	一 （略） 二 次のイ又はロに掲げる認証 を受けた場合であつて、当該 認証を受けたことを証する書 類及び当該認証の申請書の添 付書類によつて、平成十二年 建設省告示第千四百四十六号 第三第一項第二号から第六号 までに規定する基準に適合す ることが確かめられた場合	
	(ハ)	イ （略） ロ 指定建築材料の生産につ いての工業標準化法（昭和 二十四年法律第百八十五号 ）第十九条第一項に規定す	イ （略） ロ 指定建築材料の生産につ いての工業標準化法（昭和 二十四年法律第百八十五号 ）第十九条第一項に規定す	

2	(略)	
(略)		
		<p>る認証（認定を受けようとする指定建築材料の技術的 生産条件が、当該認証に係 る指定建築材料の技術的生 産条件と同等であることが 確かめられた場合に限る。</p>

2	(略)	
(略)		
		<p>る認証（認定を受けようとする指定建築材料の技術的 生産条件が、当該認証に係 る指定建築材料の技術的生 産条件と同等であることが 確かめられた場合に限る。</p>

（登録特定建築物調査員講習、登録建築設備検査員講習、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件の一部改正）

第四十八条 登録特定建築物調査員講習、登録建築設備検査員講習、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件（平成二十八年国土交通省告示第七百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第四 登録昇降機等検査員講習に用いる教材の内容は次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を含むものとする。
こと。

科目	内容
(略)	昇降機及び遊戯施設の定期検査の趣旨、業務内容、報告書作成方法、日本産業規格に定める昇降機及び遊戯施設の検査標準（実施要領及び判定基準を含む。）その他の昇降機定期検査実務全般にわたる知識に関する事項

改正前

第四 登録昇降機等検査員講習に用いる教材の内容は次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を含むものとする。
こと。

科目	内容
(略)	昇降機及び遊戯施設の定期検査の趣旨、業務内容、報告書作成方法、日本工業規格に定める昇降機及び遊戯施設の検査標準（実施要領及び判定基準を含む。）その他の昇降機定期検査実務全般にわたる知識に関する事項

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。